

# 台湾税務および投資法令アップデート

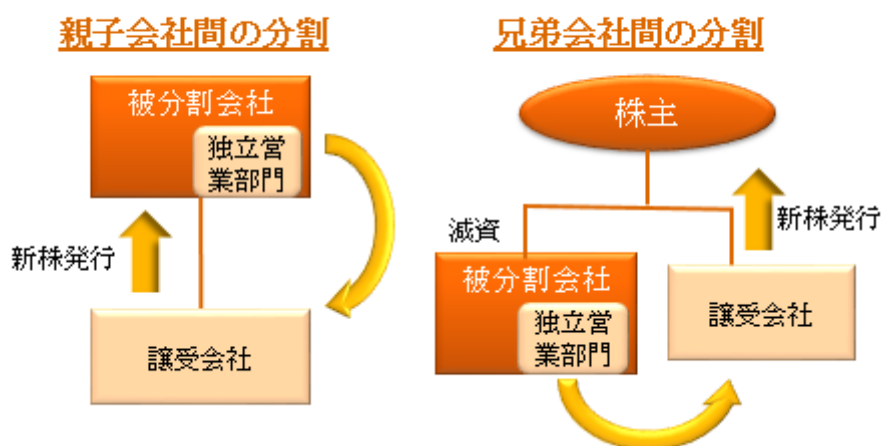
## 2017年8月

### 企業合併法

兄弟会社の分割は企業合併法第39条第1項の租税優遇措置および第2項の制限条項を準用

議決権のある株式を支払いの対価とする会社分割は、対価の支払対象によって親子会社間の分割と兄弟会社間の分割に分けられます。

親子会社間と兄弟会社間の分割における合併・買収の形態について、簡単に示すと次の図のようになります。



企業合併法第39条第1項に合併・買収に関する租税優遇措置が定められていますが、親子会社間の分割に係る合併・買収形態のみが法令規定の記述に適合し、兄弟会社間の分割においては、その租税優遇が適用できるかどうかについて疑義が持たれていました。そこで財政部は2017年7月28日に台財税字第10600029170号通達を公布し、議決権のある株式を被分割会社の株主に対価として支払い、その金額が対価全額の65%以上に達し兄弟会社間の分割に該当する場合も、印紙税、契約税、証券取引税、営業税の免除、および土地増値税の繰り延べといった租税優遇措置が準用されるほか、第2項に定める制限条項、即ち被分割会社が土地の移転登記を完了した日より3年以内に譲受会社の株主が分割基準日に対価として取得した株式を譲渡し、その所有する株式が取得した対価の65%を下回ったとき、被分割会社は繰り延べられていた土地増値税を納付しなければならないとの規定も適用されるとの説明がなされました。

また、当該通達には同条項に定める「対価全額」（土地の購入を除く）の定義についても解釈が示されており、商業会計法、商業会計処理準則、企業会計準則公報、金融監督管理委員会が認可した国際財務報告基準、国際会計基準、国際財務報告基準解釈指針委員会解釈指針および解釈指針委員会解釈指針書等関連規定を参照して対価全額について認定することが明示されています。一方、土地購入の場合は、従前通り財政部の2005年10月11日付台財税字第

09404570380号通達で説明されている土地購入における「対価全額」の定義に基づかなければなりません。

### **PwC台湾の見解：**

兄弟会社間の分割が企業合併法に定める租税優遇措置を適用できるという解釈が財政部によって示されたことにより、合併・買収取引における柔軟性が増したといえますが、実際の運用では企業合併法の租税優遇措置に適合する形態であるかどうかには留意する必要があります。会社が合併・買収形態を選択する際には商業目的、取得する対象会社の性質、適用する租税優遇措置等各要素を全体的に考慮した上で適切な形態を選ぶことが望まれるほか、企業合併・買収の専門家に相談されることをお勧めします。

## **証券取引法**

### **独立取締役の職能強化**

独立取締役の監督機能の専門性発揮を促し、取締役会の職能強化を図るため、金管会は2017年7月28日に金管証発字第1060027112号通達により、「公開発行会社会計監査委員会の職権行使に関する規定」、「公開発行会社取締役会議事に関する規定」および「公開発行会社の取締役設置および遵守事項に関する規定」の一部を改正しました。改正のポイントは以下の通りです。

#### **一、 独立取締役の取締役会運営への参画を強化**

現行の規定：

独立取締役を設置している会社は、証券取引法第14条の3に定める取締役会に付議すべき9項目の議案について、独立取締役は自らが出席するか他の独立取締役に代理出席を委任しなければなりません。

改正後：

1. 独立取締役全員が取締役会に出席して決議しなければならない事項について、証券取引法第14条の3に定める9項目の議案から、「公開発行会社取締役会議事に関する規定」第7条第1項に定める8項目の決議事項に改正されます。
2. 取締役会の議案が前記の決議事項に該当しない場合でも株主の権利関係に影響を及ぼす可能性があるため、独立取締役の取締役会への参画を強化するため、取締役会に独立取締役のうち少なくとも1人は自ら出席しなければならないこととなりました。
3. 前款の取締役会に出席すべき独立取締役に関する規定に違反した場合、金管会が公布した改正理由によれば、これは証券取引法第178条第1項第7款に定める行政罰則に該当するものであり、独立取締役が出席していなくても、取締役会の出席人数が法定の定足数を満たしていれば、当該取締役会の効力に影響はありません。

二、 会計監査委員会の会議進行の透明性を強化

会計監査委員会の会議進行は、取締役会と同様に全過程を録音または録画して少なくとも5年間保存し、決議事項に関する訴訟が発生した場合は訴訟が終結するまで保存しなくてはならないことが明文規定されました。

三、 会社の公開買収審議または合併・買収特別委員会メンバーは独立取締役を兼任可能

当該2つの委員会のメンバーは証券取引法または企業合併法に基づき職権を履行するものであり、なおかつその専門資格と独立性は独立取締役に係る規定に適合しています。上記の委員会メンバーが公開買収および合併・買収において会社のためにビジネス、法務、財務、会計等に関する役務もしくはコンサルティングを提供する場合でも、給与報酬委員会メンバーと同様、「公开发行会社の取締役設置および遵守事項に関する規定」に定められている独立取締役に就任できないとの規定の適用から排除できることが明示されました。

四、 独立取締役に連続3期以上就任している場合の情報開示を強化

公开发行会社が指名する独立取締役候補者がすでに当該会社の独立取締役に3期連続して就任している場合、被指名者の審査結果の公告時に継続して指名する理由についても併せて公告し、ならびに株主総会で選任が行われる際に株主にその理由を説明しなければならないことが義務付けられました。

## PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
<a href="http://www.pwc.tw/ja.html">http://www.pwc.tw/ja.html</a>			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.